

利用規約

旭川市科学館（以下、「当館」といいます。）は、テック・ラボ開設事業（以下、「テック・ラボ」といいます。）の実施にかかわり、工作室及び機器、什器、工具、用器具、図書資料類（以下、「機器等」といいます。）について利用者の用に供するため、これらを適切に管理運営する責務を負います。

オープンラボで工作室及び機器等を利用しようとする方（以下、「利用者」といいます。）は、テック・ラボへの参加及び工作室及び機器等の利用にあたり以下の事項をすべて承諾しなければなりません。

1 利用者は、当館が定めた安全講習、機器の使用方法に関する研修、その他の指示説明等を受けた機器及び場所に限り使用することができます。また、当館の利用に関する諸規定を順守しなければなりません。

2 利用者は、テック・ラボでの活動にはリスクが伴うことを理解してください。工作室には、誤った使用法や危険な取り扱い方をすると、身体、生命及び財産に重大な危機を及ぼす可能性がある用具や機器が備え付けられています。工作室及び機器等はこの点を理解して利用してください。

3 工作室及び機器等には、安全確保のために特別な研修が必要なものがあります。これらの利用にあたっては、当館が定めた研修を受講する必要があるほか、必要に応じ当館が実施する追加の研修を受けることを利用の条件とします。

4 機器等は、取扱説明書、定められた手順及び当館職員の指示に基づき安全に利用しなければなりません。機器等には、安全装置や安全具を取り外すことを含めいかなる細工、加工もしてはなりません。

5 工作室の機器等は、旭川市教育委員会が定める手続きによらず館外に持ち出すことはできません。

6 利用者は、当館の職員がする指示にすべて従わなければなりません。利用者は、工作室及び機器等に表示された安全に関する表示を読み、理解し、それに従わなければなりません。

7 工作室では、かかとが低い、つま先の露出がない靴を履いてください。作業をする際には、作業内容に応じ安全メガネ、手袋、耳栓等の保護具を適切に使用してください。安全に関する当館の職員の指示に従わない場合は、工作室から退室させることがあります。

8 利用者はどのような理由であっても、機器等を故意に破損させるような使い方をしてはなりません。当館の職員が利用者に機器等の使用を中止するよう指示した場合は、直ちにその指示に従ってください。

9 工作室の他の利用者に配慮し、譲り合って利用してください。工作室が定員に達している場合、また他の利用者が機器等を利用している場合には、工作室及びその機器等を利用できません。利用に予約が必要な機器等を除き、いつでも工作室及び機器等が利用できるとは限りません。

10 工作室及び機器等は整理整頓し、利用後は片付けと周囲の清掃をしてください。

11 工作室及び機器等を危険物、法令違反、公序良俗に反するものの製造に利用することを禁止します。

12 工作室及び機器等を酒気帯びの状態を利用することを禁止します。病気治療等の目的で眠気などを催す薬を服用している場合には、医師薬剤師の指示を仰ぎその指示に従って工作室及び機器等を利用してください。この場合にも、安全確保のために当館の職員が工作室及び機器等の利用中止を指示した場合にはその指示に従ってください。

13 工作室には、いかなる利用者の所有物（材料、制作物、用具等）も残置することはできません。利用者の所有するいかなる物品も工作室内の盗難、紛失、破損については、当館の責に帰すべき事由による場合を除き、当館は責任を負いません。無記名の忘れ物について、当館が定める期間を経過した場合には廃棄します。これ以外の工作室に残置された材料等については、当館はこれを放棄されたものとみなし廃棄します。

14 利用者が法令等及びこの規約に反して行った行為、その他利用者の責に帰する事由により生じた自己及び他者に対する損害その他一切の結果については、利用者がその責を負うものとします。利用者間のトラブルについては、利用者間において解消するものとし、当館はその解決に関与しません。

15 利用にあたっては、自己の知的財産権保護については利用者が自ら責任を持つとともに、他者の知的財産権を侵害しないようにしてください。利用者の知的財産権の保護について、当館は責任を負いません。

16 テック・ラボでは、利用者によるミーティングや勉強会などの自主的な活動が実施される場合があります。これらの自主的な活動については、施設の管理上必要な事項を除き当館はその実施に関与していませんのでご了承ください。

17 当館は、広報の実施及び資料の作成の目的で、テック・ラボが実施するワークショップ、イベント及び工作室での活動について収録（録画、録音、撮影）をすることがあります。収録されることを望まない場合は、収録を行う当館職員にその旨お申し出ください。

令和3年10月1日